

京の春 止まってゆずって 笑顔咲く

令和8年 春の全国交通安全運動



総合学園ヒューマンアカデミー京都校 デザインカレッジ 総合デザイン専攻 藤井 朋子

令和8年 4月6日(月)～4月15日(水)までの10日間
— 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日(金) —

運動重点

- ◇ 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ◇ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◇ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



京都府交通対策協議会・京都府・一般社団法人京都府トラック協会

通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

◆ 運転者は、

- 子ども（歩行者）が通行しているときは、その動きに十分注意し、一時停止又は徐行して、その通行を妨げないようにしましょう。



◆ 歩行者は、

- 道路を横断する時は、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道ではその信号に従い、安全を確認してから横断しましょう。
- 信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断し、横断中も周りに気を付けましょう。

◆ 家庭・地域では、

- こどもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じて子どもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

◆ 運転者は、

- 歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努め、スマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。



◆ 自転車利用者は、

- 通行が可能な歩道においても、歩行者が優先であることから、歩行者の通行を妨げる場合は、必ず一時停止をしましょう。
- イヤホン等の使用やスマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

◆ 自転車利用者は、

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行しましょう。
- 自転車幼児用乗車装置に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。

また、子どもも大人も自転車に乗るときは、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

- 自転車損害保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。

◆ 特定小型原動機付自転車の利用者は、

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

なお、16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。



広告

京都府トラック協会は、小学校での出前授業やストップシール・交通安全教本の配布、児童絵画コンクールの開催など、交通安全教育に積極的に取り組んでいます。

